

法令（規定の内容）		改正の具体的な内容	理由
地方自治法	法第282条第2項（特別区財政調整交付金） 地方税法の定めにより都が課する法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税（調整税＝調整財源）の収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で、都が特別区に交付する交付金をいう。	調整財源に「地方交付税（特別区の存する区域を市町村とみなして算定した場合の財源不足相当分）」を加える。	府市ともに交付団体である大阪においては、同条第1項の趣旨に基づいて、都区の財源の均衡化を図り、特別区の安定的な財政運営を確保するためには、現行の調整財源（調整税）の税収増減と相対関係にある地方交付税を加え、その規模の確保と安定を図る必要がある。
	施行令第210条の12第1項（特別区財政調整交付金の交付） 普通交付金は、地方交付税法に規定する算定方法に準じて算定した財政需要額から同様に算定した財政収入額（基準税率は、百分の七十五分を百分の八十五とする）を超える特別区に対して交付する。	普通交付金の算定上に用いる財政収入額に「国有資産等所在市町村交付金（基準税率は、百分の七十五分を百分の八十五とする）及び特別とん譲与税」を加える。	現行法では、特別区の区域にかかる国有資産等所在市町村交付金及び特別とん譲与税については都の財源とされているが、本パッケージ案では特別区の財源としており、地方交付税の規定に準じて算定される財政調整交付金においても算定する必要がある。
	施行令第210条の12第2項（特別区財政調整交付金の交付） 各特別区に交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）とする。 ただし、各特別区の財源不足額の合算額が普通交付金の総額を超える場合には、基準財政需要額の調整（割り落とし）を行う。	当分の間（大阪市の既発債が償還するまでの間）、各特別区に対して交付すべき普通交付金の金額は、「財源不足額」から「特別区設置に伴い広域自治体に承継された地方債にかかる公債費相当分を控除したもの」と読み替える。	大阪市の既発債については、広域自治体が負担する分と特別区が負担する分に区分するが、地方債の引受先である市場の安定性を保つことを優先する観点から、広域自治体が一元的に承継し、償還する（調整財源から直接負担する）制度設計とした。このため、既発債にかかる特別区負担分についての特別区への交付金の交付は省略することとなるため、交付金の定義についての所要の改正が必要である。
地方財政法	施行令第13条（標準財政規模） 第1号 都 イ及び口の合算額		地方自治法の改正理由のとおり。
	イ（道府県財源） 以下の合算額 ・地方交付税法の規定により算定した普通交付税の額 ・地方交付税法の規定により都の全区域を道府県としてみなして算定した基準財政収入額から譲与税等（100%算入分）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額 ・譲与税等の収入見込額	地方交付税法の規定により算定した普通交付税の額については、同法により合算算定された普通交付税のうち都の全区域を道府県とみなして算定した場合の財源不足相当分とする。	
	口（市町村財源） 以下の合算額 ・地方交付税の規定により特別区の存する区域を市町村とみなして算定した調整税及び事業所税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（配分率）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額 ・特別とん譲与税の収入見込額 ・国有資産等所在市町村交付金の七十五分の百に相当する額	地方交付税法の規定により合算算定された普通交付税のうち特別区の存する区域を市町村とみなして算定した場合の財源不足額相当分に配分率を乗じて得た額を控除した額を加え、「特別とん譲与税の収入見込額」及び「国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額」を削除する。	
施行令第13条（標準的な規模の収入額） 第5号 特別区 以下の合算額 ・特別区財政調整交付金の普通交付金の額 ・普通交付金の算定に用いた基準財政収入額から譲与税等（100%算入分）の収入見込額を控除した額の八十五分の百に相当する額 ・譲与税等の収入見込額	「特別とん譲与税の収入見込額」及び「国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額」を追加する。		
地方財政法	法第5条の3第4項第1号（実質公債費比率） ・ $\{ (A + B) - (C + D) \} / (E - D)$ の数値の当該年度前3年度決算分平均 A：地方債の元利償還金 B：準元利償還金 C：A・Bに充当可能な特定財源 D：算入公債費等の額 E：標準財政規模 財政健全化法第2条第3号（実質公債費比率）も関連	・特別区設置当初の時期における新たな広域自治体及び各特別区の比率算定に関し、所要の経過措置を講じる。	特別区設置当初の時期においては、比率算定の基礎となる新たな広域自治体や特別区ごとの決算数値を特定できないと考えられることから、一定の経過措置を講じる必要がある。
健全化法	法第2条各号（定義） ・実質赤字比率（第1号） ……当該年度の前年度決算分 ・連結実質赤字比率（第2号） ……同上 ・実質公債費比率（第3号） ……当該年度前3年度決算分の平均 地方財政法第5条の3第4項第1号（実質公債費比率）も関連 ・将来負担比率（第4号） ……当該年度の前年度決算分	・特別区設置当初の時期における新たな広域自治体及び各特別区の比率算定に関し、所要の経過措置を講じる。	特別区設置当初の時期においては、比率算定の基礎となる新たな広域自治体や特別区ごとの決算数値を特定できないと考えられることから、一定の経過措置を講じる必要がある。
	施行規則第15条第1号（（将来負担比率）充当可能特定財源の見込み額） ・国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金・負担金で、元利償還金等に充てることが確実に認められる額（第1号） ・（中略） ・前各号に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることが額実に認める特定の歳入（第6号）	・地方自治法施行令第210条の12第2項（特別区財政調整交付金の交付）に関して、当分の間（大阪市の既発債が償還するまでの間）、各特別区に対して交付すべき普通交付金の金額は、「財源不足額」から「特別区設置に伴い広域自治体に承継された地方債にかかる公債費相当分を控除したもの」と読み替えるとした場合において、当該控除した額を健全化法施行規則第15条第1号（又は第6号）の「特定財源」とみなす。（運用上、第6号の「特定財源」として認められれば省令改正は不要。）	広域が承継する旧市債の元利償還金等のうち、特別区が実質的に財源負担することとなる部分を広域の指標算定から控除するのが適当である。 本条は将来負担比率の算定方法に関するものだが、実質公債費比率の「特定財源」の範囲の判断にも応用が可能。

別添 1 総務省： 5 関係